

第5節 許可及び承認等情報の登録並びに撤回及び手作業移行等 手続

貨物情報がシステムに登録されている貨物について、書面により輸出申告（ATA条約に基づく通関手帳による申告、380申告、381申告及びドキュメント申告を含む。）、積戻し申告、展示等積戻し申告又は輸出マニフェスト通関申告（以下この節において「輸出申告等」といい、特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び別送品輸出申告を除く。また、これらの申告に係る許可を「輸出等許可」という。）を行う場合は、この節の定めるところによる。

また、システムを使用した次の税関手続について、撤回又は手作業移行等を行う場合もこの節の定めるところによる。

- ① 輸出申告
- ② 積戻し申告
- ③ 展示等積戻し申告
- ④ 輸出マニフェスト通関申告
- ⑤ 輸出許可内容変更申請
- ⑥ 積戻し許可内容変更申請
- ⑦ 展示等積戻し許可内容変更申請
- ⑧ 輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請

1 貨物情報がシステムに登録されている貨物に係る許可又は承認等情報の登録

(1) 輸出申告書等の提出

貨物情報がシステムに登録されている貨物について書面により輸出申告等を行う場合は、「輸出申告書」（税関様式C第5010号、税関様式C第5015号-1及び税関様式C第5015号-2（積戻し申告については、「輸出申告書」の標題を「積戻し申告書」と訂正したもの）、「展示等承認貨物積戻し申告書」（税関様式C第3410号）又は「航空貨物簡易輸出申告書（運送申告書）」（税関様式C第5210号）の下部余白に、次の事項を記載し提出する。

- ・ 申告者の利用者コード
- ・ 貨物の蔵置場所の保税地域コード（「業務コード集」参照）
- ・ 積込港の国連LOCODE（「業務コード集」参照）

(2) 許可又は承認等情報の登録

前記(1)（輸出申告書等の提出）により行った輸出申告等について、許可又は承認等がされた場合は、税関により許可等の旨がシステムに登録される。

2 輸出取止め再輸入の許可又は積戻し取止め

(1) 輸出取止め再輸入の許可又は積戻し取止め

システムを使用して輸出許可又は積戻し許可を受けた貨物の全部について輸出又は積戻しを取り止める場合は、通関業者等は関税法基本通達67-1-15（輸出取止めの取扱い）又は75-1-1（積戻し申告の手続）により、配信された許可通知書を添付して、申告官署の通関担当部門へ申し出る。

なお、システムを使用した輸出許可後又は積戻し許可後に変更不可項目の変更が必要となった場合についても、輸出取止め再輸入の許可又は積戻し取止めを申し出ることとなる。

ただし、輸出取止め再輸入申告をシステムで行う場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第18節（輸出取止め再輸入申告手続）による。

(2) 輸出取止め再輸入の許可又は積戻し取止め情報の登録

前記(1)（輸出取止め再輸入の許可又は積戻し取止め）により輸出取止め再輸入が許可された場合又は積戻し取止めが認められた場合は、税関により許可等の旨がシステムに登録される。

3 輸出申告等の撤回

(1) 輸出申告等の撤回手続

システムを使用した輸出申告等について、関税法基本通達 67-1-10（輸出申告の撤回の取扱い）により輸出申告等を撤回する場合は、輸出等許可までの間に、申告官署の通関担当部門にその旨を申し出た上で、「輸出申告撤回申出書」（税関様式C第5240号）1通を提出する。なお、「輸出申告撤回申出書」については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第2節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：HYS）により提出することもできる。

ただし、輸出申告先官署を変更する場合（搬入前申告の場合であって、当初予定していた通関予定蔵置場とは異なる蔵置場に搬入することとなり、それぞれの蔵置場を管轄する税関官署が異なる場合等。）は、この章第2節7（輸出申告先官署の変更）による。

なお、システムを使用した輸出申告等後に変更不可項目の変更が必要となった場合についても、輸出申告等を撤回することとなることから留意すること。

(2) 輸出申告等撤回情報の登録

前記(1)（輸出申告等の撤回手続）により、撤回が認められた場合は、税関により撤回の旨がシステムに登録される。

4 輸出申告等の手作業移行

(1) 手作業移行事由

システムを使用した輸出申告等又は輸出等許可内容変更申請について、次のいずれかの事由によりシステムによって処理をすることができない場合は、手作業に移行することとなる。

イ 大額申告の場合であって、輸出申告等後の変更又は輸出等許可後の変更により、申告欄数が99欄を超えることとなった場合。

ロ 輸出申告等後の変更又は輸出等許可後の変更が合わせて9回を超えることとなった場合。

ハ その他システムによって処理することができない場合。

(2) 手作業移行手続

前記(1)（手作業移行事由）により輸出申告等、輸出等許可内容変更申請を手作業に移行する場合は、申告官署の通関担当部門に申し出た上で、次による。

イ 輸出申告等の手作業移行

輸出申告等に係る変更後の内容に基づき、「輸出申告書」（税関様式C第5010号又は税関

様式C第5015号-1及び税関様式C第5015号-2（積戻し申告については、「輸出申告書」の標題を「積戻し申告書」と訂正したもの）、「航空貨物簡易輸出申告書」（税関様式C第5210号）、「展示等承認貨物積戻し申告書」（税関様式C第3410号）又は「航空貨物簡易輸出申告書（運送申告書）」（税関様式C第5210号）を作成し、システムにより配信された「輸出申告等控情報」（出力情報コードについては別紙5（申告（変更）控情報）参照）又は「輸出マニフェスト通関申告控（簡易）」（出力情報コード：AAE1JD2）、「輸出マニフェスト通関申告控（書類）」（出力情報コード：AAE2JD2）若しくは「輸出マニフェスト通関申告控（検査）」（出力情報コード：AAE3JD2）を添付して、申告官署の通関担当部門に提出する。

なお、提出部数は3通（原本、統計用、許可書用）とするが、統計計上を必要としない場合は2通とする。

また、申告年月日は、輸出申告等控（出力情報コードについては別紙5（申告（変更）控情報）参照）又は「輸出マニフェスト通関申告控（簡易）」（出力情報コード：AAE1JD2）、「輸出マニフェスト通関申告控（書類）」（出力情報コード：AAE2JD2）若しくは「輸出マニフェスト通関申告控（検査）」（出力情報コード：AAE3JD2）に出力された申告年月日を記載し、申告番号については、システムにより付与された申告番号によらず、別途税関が定める申告番号を記載する。

ロ 輸出許可内容変更申請の手作業移行

輸出許可内容変更申請の内容及び「輸出申告書」（税関様式C第5010号、税関様式C第5015号-1又はC第5015号-2（積戻し申告については、「輸出申告書」の表題を「積戻し申告書」と訂正したもの））又は「展示等承認貨物積戻し申告書」（税関様式C第3410号）等を作成し、システムにより配信された「輸出等許可通知書」（出力情報コードについては別紙4（許可通知情報）参照）を添付して、申告官署の通関担当部門に提出する。

なお、提出部数は2通（原本、統計用）とし、申告年月日は、「輸出等許可通知書情報」（出力情報コードについては別紙4（許可通知情報）参照）に出力された申告年月日を記載する。

(3) 手作業移行情報の登録

前記(2)（手作業移行手続）により、手作業移行が認められた場合は税関により手作業移行の旨がシステムに登録される。

なお、輸出等許可後の手作業移行がシステムに登録されることにより、輸出申告情報等はシステムから削除されるが、貨物情報は引き続き輸出等許可済みの状態であることから、搭載までシステムを使用することができる。

5 不積返送承認

(1) 不積返送承認の手続

輸出又は積戻しの許可と保税運送の承認とを併せて受けた貨物について、積込港で積み込まれることなく運送された税関官署へ返送する場合は、関税法基本通達63-16(5)（輸出又は積戻し貨物の運送）により、「不積返送申出」2通（原本及び到着証明書用）を作成し、システムにより配信された「輸出等許可通知書」（出力情報コードについては別紙4（許可通知情報）参照）を添付して、申告官署の通関担当部門に提出する。

(2) 不積返送承認情報の登録

前記(1) (不積返送承認の手続) による不積返送申出については、代表する蔵置場 (税関の登録において入力される蔵置場) に輸出等許可済貨物の全量が蔵置されている場合に限り認められ、認められた場合は税関によりその旨がシステムに登録される。

6 登録又は解除等の通知

前記1 (貨物情報がシステムに登録されている貨物に係る許可又は承認等情報の登録) から5 (不積返送承認) までにより、税関が許可等承認等情報をシステムに登録した場合は、通関蔵置場に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
許可・承認等登録通知情報 (輸出通関)	AAE4520	次の許可等に係る情報がシステムに登録された場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出許可 (保税運送兼用) ・積戻し許可 (保税運送兼用) ・カルネ許可 (保税運送兼用) ・380許可 (保税運送兼用) ・ULC許可 (保税運送兼用) ・一括許可 (保税運送兼用) ・輸出取止再輸入許可 ・積戻し取止め ・不積返送承認 ・輸出等許可後の手作業移行 ・積込港変更 ・数量変更 ・許可後の輸出等申告の携帯品への変更
解除・取消通知情報 (輸出通関)	AAE4530	次の許可等の取消し等に係る情報がシステムに登録された場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出許可 (保税運送兼用) ・積戻し許可 (保税運送兼用) ・カルネ許可 (保税運送兼用) ・380許可 (保税運送兼用) ・ULC許可 (保税運送兼用) ・一括許可 (保税運送兼用) ・輸出取止再輸入許可 ・積戻し取止め ・不積返送承認 ・輸出等許可後の手作業移行 ・数量変更